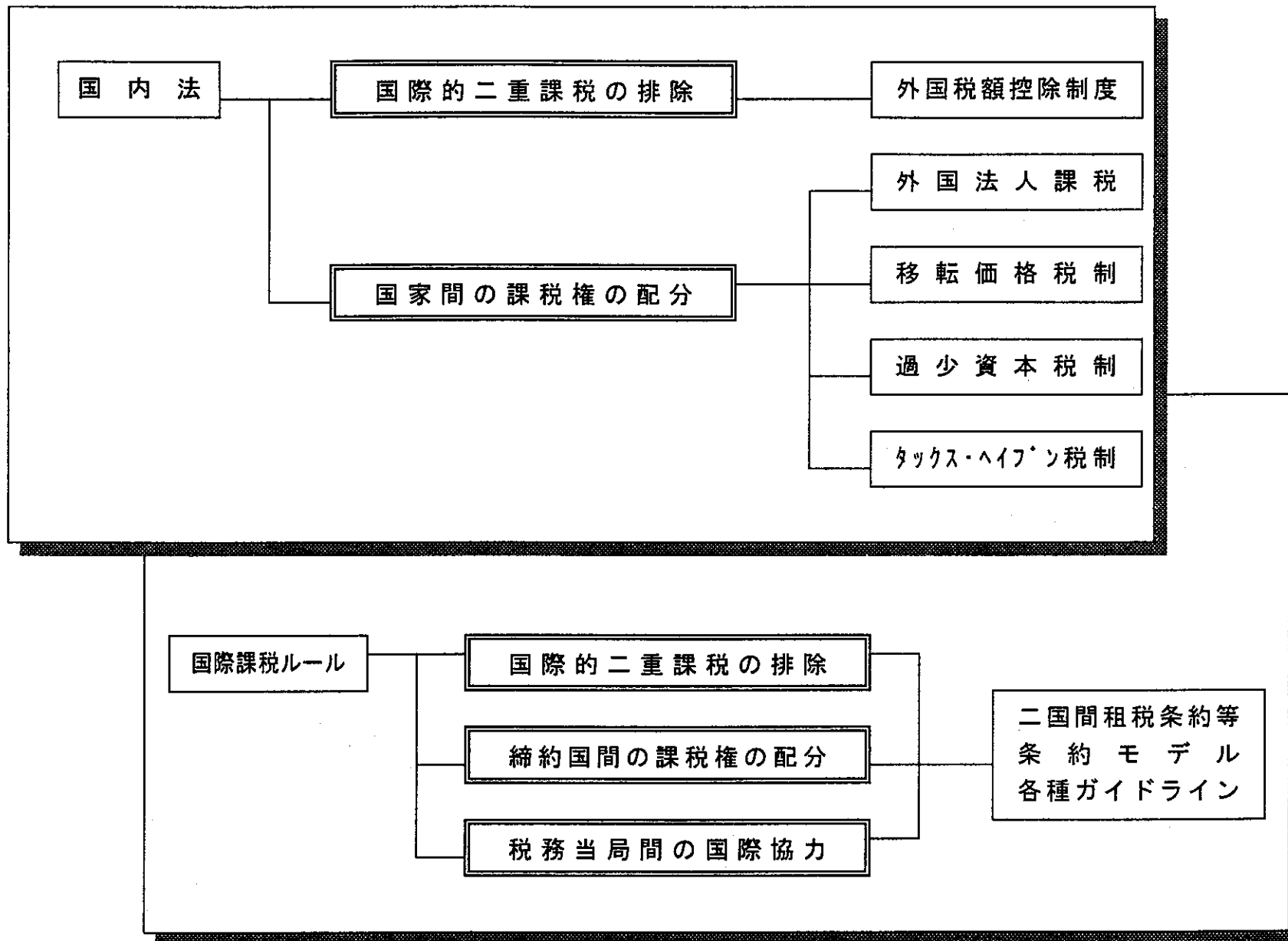


國際課稅關係資料

2 5. 国際課税の考え方

- 国際的な二重課税の排除
- 課税権の確保

26. 国際課税に係る制度の概要



27. 国際課税に係る基本的考え方の推移

米 国	日 本	OECD
1939 ◎米スウェーデン租税条約 (以後、主要国との条約ネットワークを構築)	1953 ◎外国税額控除制度の導入 1955 ◎日米租税条約 (以後、主要国との条約ネットワークを構築)	
1962 ◎タックスヘイブン税制の導入 1968 ◎移転価格税制に関する規則の整備 1969 ◎過少資本税制の導入	1962 ◎外国税額控除制度の拡充 (間接外国税額控除制度の導入)	1963 ◎OECD条約モデル (以後、1977、92、94、95、97年に改定)
1980 年制 ◎加州等でユニタリー課税強化	1978 ◎タックスヘイブン税制の導入	1979 ◎『移転価格課税』報告書 (1984、87年に続編)
1986 ◎移転価格税制の強化： 「利益相応性基準」の導入等 1988 ◎外資系企業に対する課税強化 (過少資本税制の改組、 資料提供義務の強化等)	1983 ◎外国税額控除制度の見直し (以後、1988、92年) 1986 ◎移転価格税制の導入	
1993 ◎移転価格税制：「利益比準法」の導入	1992 ◎過少資本税制の導入	1992 ◎米国移転価格課税強化への提言⇒1993再
1996 ◎移転価格税制に関する規則の整備		1995 ◎『移転価格ガイドライン』(全編)第一部確定 1995 ◎『金融国際化と課税』報告書 1996 ◎『税制の墮落』報告書 1998 ◎『有害な税の競争』報告書

28. 「有害な税の競争」報告書（1998年4月 OECD閣僚理事会提出）

(1) OECD租税委員会における作業

- ① 経済のグローバル化の進展の中で、行き過ぎた税の競争は税体系の公平性・中立性を損ない、課税ベースを浸食するとともに、資本の移転・経済活動を歪曲するものであるとの観点
- ② 1996年より有害な税の競争に関する作業を開始
- ③ 1998年4月の閣僚理事会に報告書を提出

(2) 有害税制への対応（勧告）

- ① 国内法上の措置
 - ・ タックス・ヘイブン税制の導入・強化
 - ・ 外国投資基金税制の導入・強化
 - ・ 海外資料情報制度の導入、等

② 租税条約上の措置

- ・ タックス・ヘイブンとの既存の条約の破棄、新規条約の不締結
- ・ 税当局間の情報交換の強化
- ・ 有害税制の対象となる所得・活動主体に対する租税条約上の恩典付与の制限、等

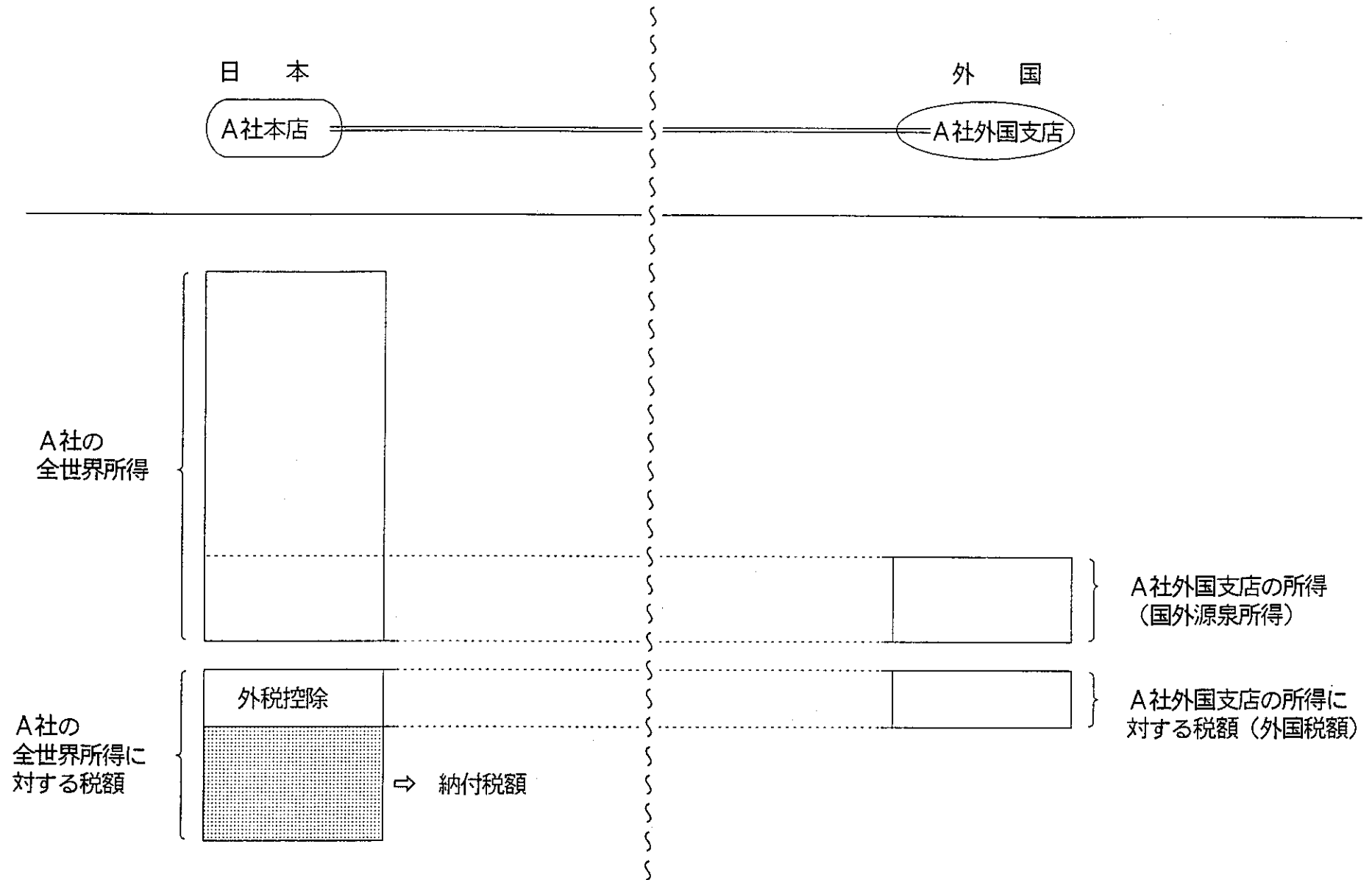
③ OECDガイドライン

- ・ 有害な措置の新規導入の禁止
- ・ 既存の有害な措置の縮減・廃止（原則として 2003 年まで）
- ・ 加盟国の有害な措置のリスト作成・相互レビュー、等

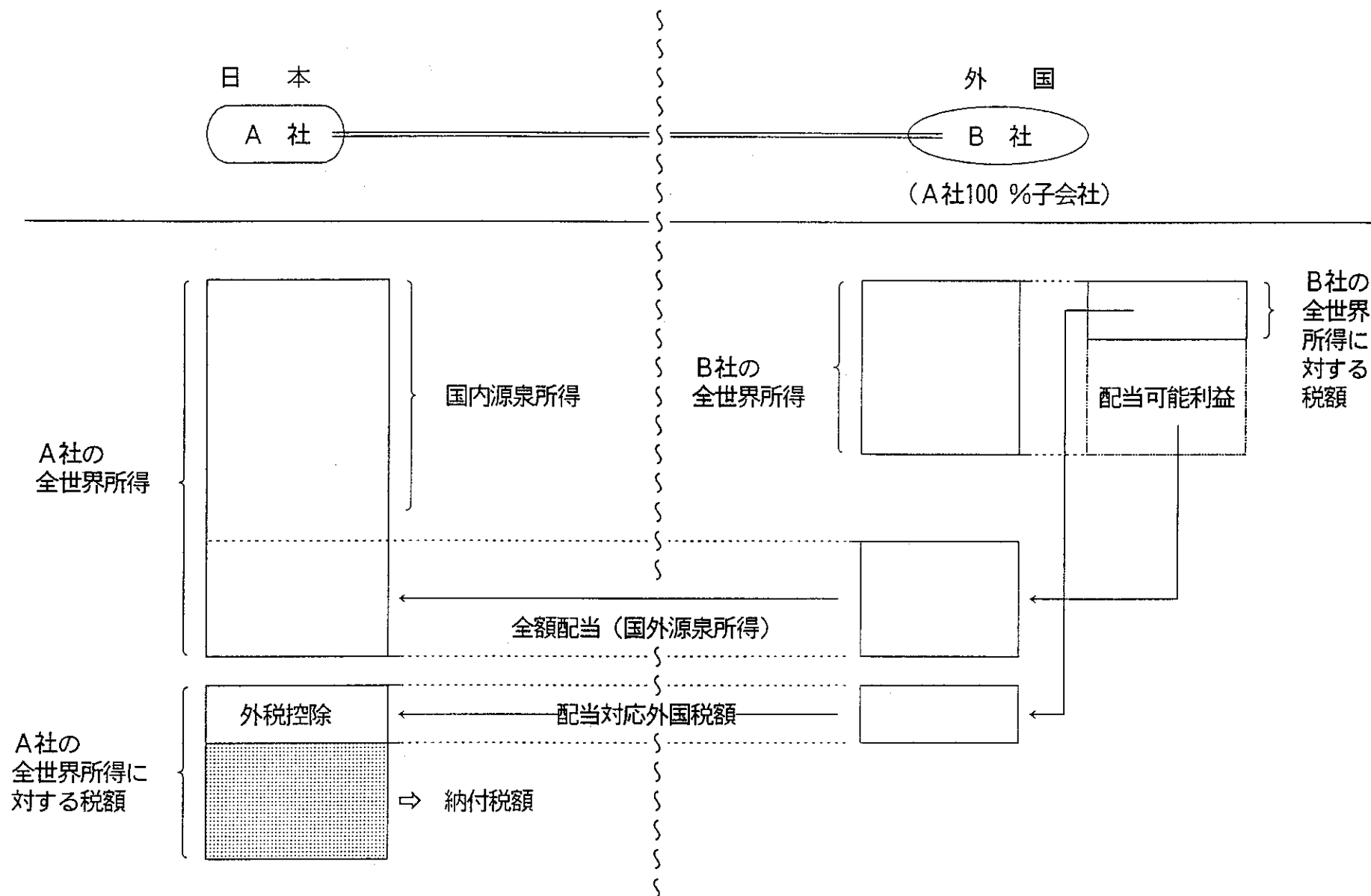
④ タックスヘイブン・リストの作成

⑤ 非加盟国との対話

29. 外国税額控除の仕組み(1) (直接税額控除) — 支店形態



30. 外国税額控除の仕組み(2) (間接税額控除) — 子会社形態



3 1. み な し 外 国 税 額 控 除

- 開発途上国は、自国の経済開発を促進するために、海外からの投資に対して租税上の優遇措置を講ずることが多い。他方、進出企業の本国では、二重課税を避ける観点から、進出企業に対し通常の外国税額控除が適用される。その結果、開発途上国で減免した分は進出企業の本国の税収に反映されることになる（外国税額控除が少なくなる。）。
- みなし外国税額控除（タックス・スピング・クレジット）とは、開発途上国が減免した租税を、進出企業があたかも納付したものとみなして、進出企業（の親会社）がその本国で納付すべき租税の額から控除するものである。
- 我が国としては、開発途上国から強い要望がある場合に、開発途上国への経済協力という政策的配慮から、租税条約上みなし外国税額控除を規定することに応じてきている。
- ただし、みなし外国税額控除を供与するに当たっては、課税の公平や中立性の観点から、合理的な範囲に限り認めることとしている。

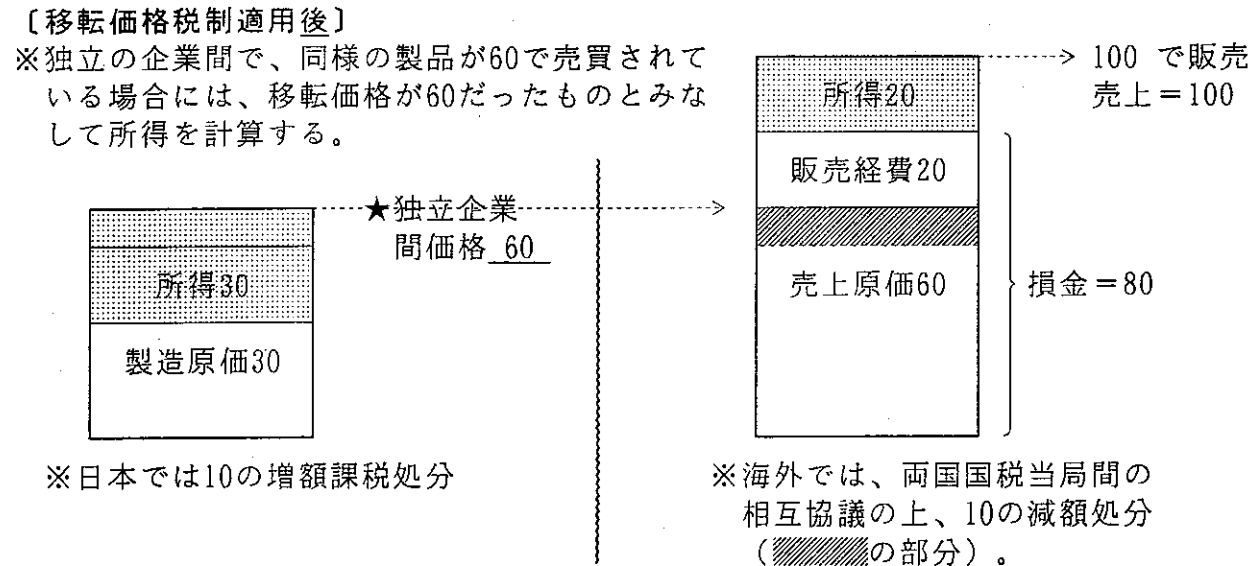
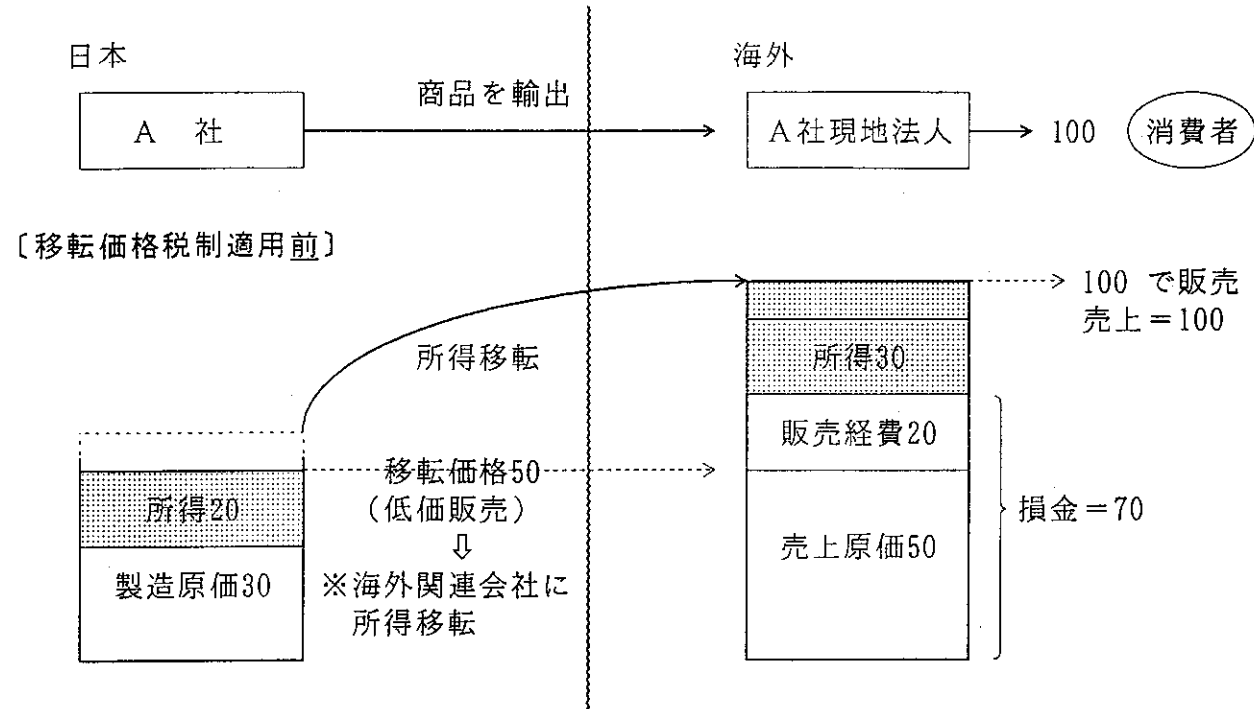
（参考） 政府税制調査会抜本答申（抄） （昭和61年10月）

「（みなし外国税額控除は）開発途上国に対する経済協力という政策的配慮から認められているものではあるが、一方において、税負担の公平等の課税の基本原則を踏まえる必要も有り、これを認める場合にはこうした諸点に照らし合理的な範囲内に限るべきものであると考えられる。」

3 2 . 主要国における外国税額控除制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
二重課税の排除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式・国外所得免除方式の併用	外国税額控除方式・国外所得免除方式の併用
控除限度額の計算	一括限度額方式 〔ただし、次の制限がある。 ①非帰属所得の2/3は国外所得除外 ②国外所得割合は原則 90%を上限 ③高率外国税割増は控除対象除外〕	一括限度額方式 〔ただし、特定の所得については、別枠管理〕	所得項目別限度額方式	国別限度額方式 〔ただし、国外所得の大宗は非帰属〕	原則として、所得項目別限度額方式 〔ただし、国外所得の大宗は非帰属〕
控除余裕額・限度超過額の取扱い	余裕額の繰越し 3年 超過額 " 3年	超過額の繰戻し 2年、繰越し 5年	繰越しを認めず。 〔ただし、所得の発生年度に対応して控除〕	繰越しを認めず。 〔ただし、所得の発生年度に対応して控除〕	繰越しを認めず。
間接税額控除の対象	孫会社まで（持株比率25%）	6世代会社まで（持株比率10%）	制限なし（持株比率10%）	孫会社まで（持株比率10%） 〔ただし、租税条約で子会社からの受取配当は益金不算入〕	なし 〔ただし、子会社（持株10%）からの受取配当は97.5%益金不算入〕

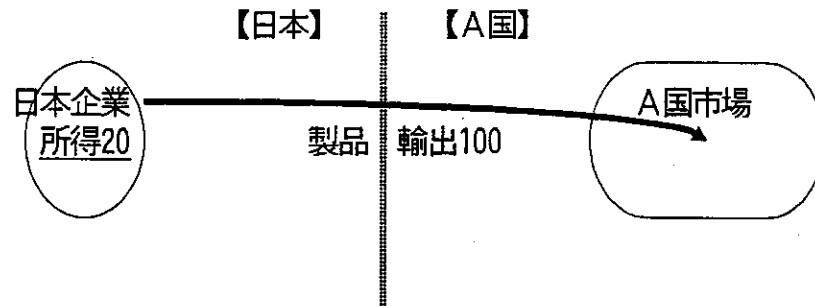
3 3. 移転価格税制の仕組み



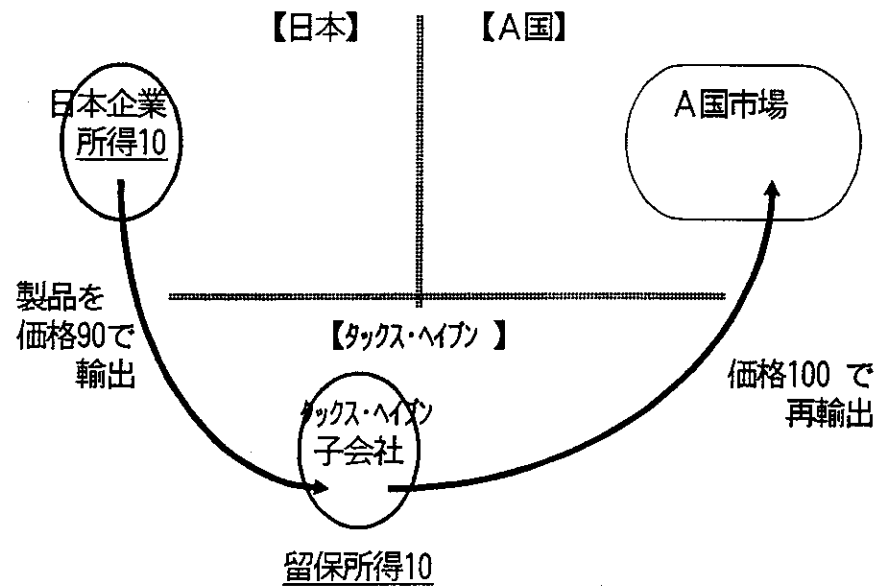
3 4 . タックス・ヘイブン税制の仕組み

《タックス・ヘイブン子会社を利用しない取引》

—— 日本企業が原価80の製品を 100でA国に販売し、20の所得を計上 ——



《タックス・ヘイブン子会社を利用した取引》



タックス・ヘイブン税制

本邦企業がタックス・ヘイブンに設立した子会社に留保された所得（左図では10）を本邦親会社の所得に合算して課税する。

35. 租 税 条 約

○ 租税条約の意義

- ・ 国際的な二重課税の排除
- ・ 締約国間の課税権の配分
- ・ 税務当局間の国際協力

○ わが国の租税条約ネットワーク

これまで44の租税条約を締結し、現在54カ国との間で適用がある。
これは、我が国の対外直接投資の80%以上（金額ベース、累計額）を
カバーしている。

36. 我が国の租税条約ネットワーク (44 条約、54 カ国適用／平成 12 年 3 月現在)

西 欧 (15)	
アイルランド	デンマーク
イギリス	ドイツ
イタリア	ノルウェー
オーストリア	フィンランド
オランダ	フランス
スイス	ベルギー
スウェーデン	ルクセンブルグ
スペイン	

東 欧 (6)
(旧) ソ連邦* ¹
(旧) チェッコ・スロヴァキア* ²
ハンガリー
ブルガリア
ポーランド
ルーマニア

アジア (12)	
インド	中国* ³
インドネシア	パキスタン
韓国	バングラデシュ
シンガポール	フィリピン
スリ・ランカ	ヴェトナム
タイ	マレーシア

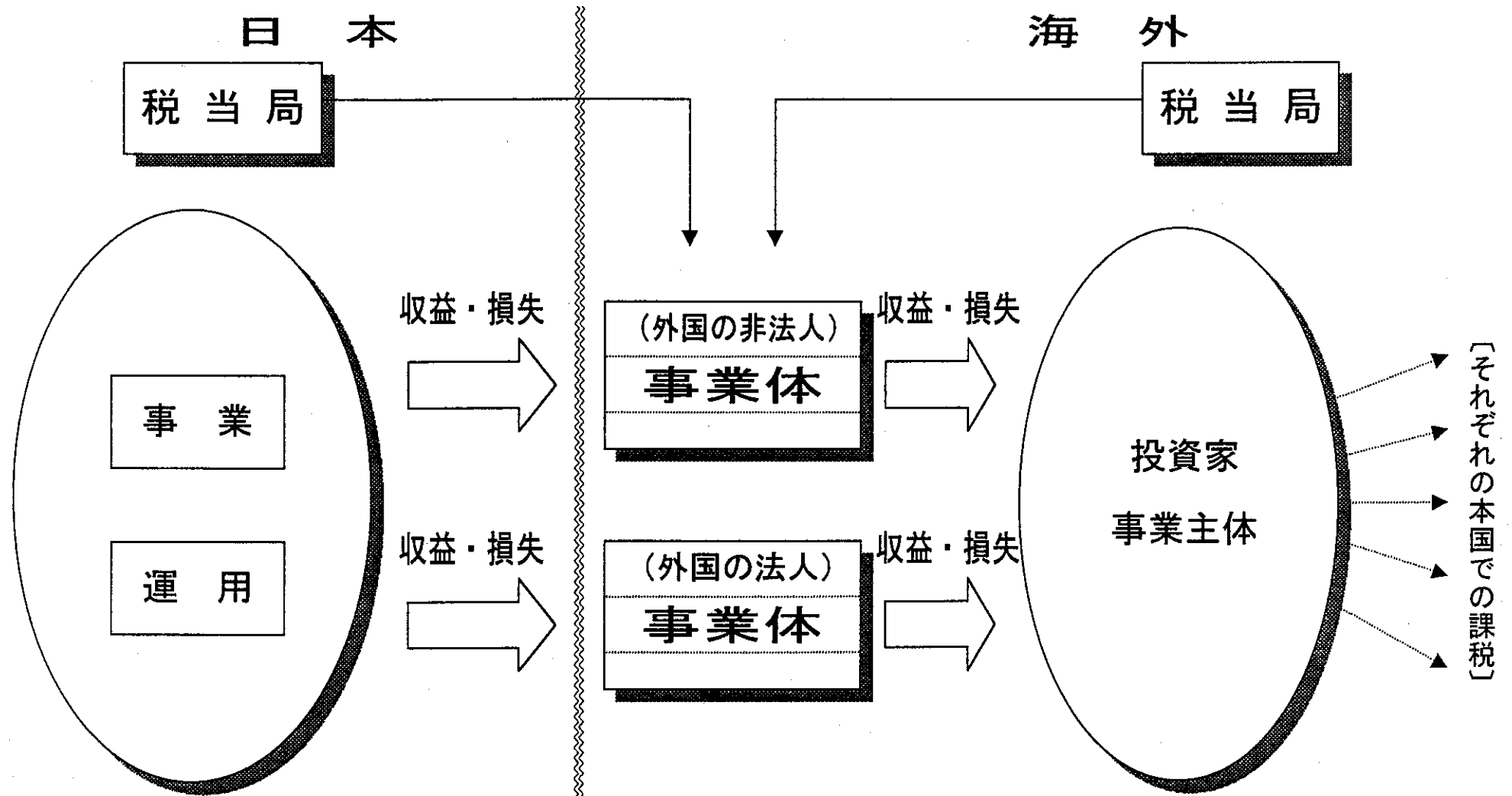
北米・中南米 (4)
アメリカ
カナダ
ブラジル
メキシコ

アフリカ・中東 (5)
イスラエル エジプト ザンビア トルコ 南アフリカ

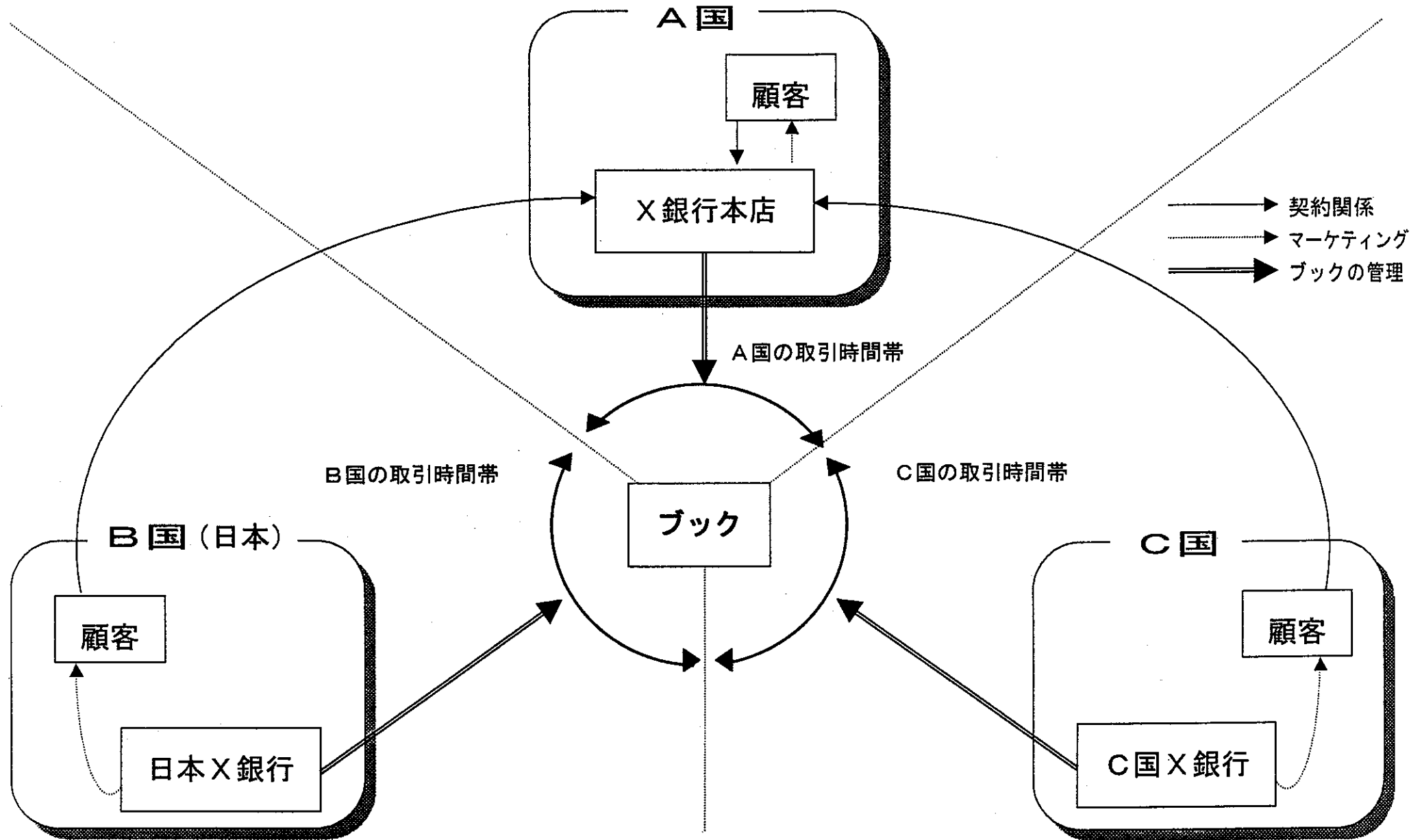
大洋州 (2)
オーストラリア
ニュー・ジーランド

- * 1 アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシアにそれぞれ適用される。
- * 2 スロヴァキア、チェッコにそれぞれ適用される。
- * 3 香港、マカオには適用されない。

37. 様々な事業体を通じたクロスボーダー取引の例



38. グローバル・トレーディングの例



39. 不動産タックスシェルターの例（米国）

